第明治三二十種五郵年便三月物三十一認可日

平成２５年（フ）第４５号
宮城県大崎市三本木字東浦33番地６、住民票上の住所宮城県大崎市古川江合本町１丁目３番22号
破産者　佐々木正一
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
宮城県大崎市三本木字東浦33番地６
破産者　佐々木　孝
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
宮城県遠田郡涌谷町字赤間屋敷279番地２
破産者　大場　大介
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
宮城県大崎市古川西館３丁目４番27号
破産者　鈴木　　勝
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
埼玉県熊谷市新堀1230番地13
破産者　小野　　浩
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０８号
埼玉県熊谷市押切2628番地９、旧住所埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷804
破産者　間賦口伸一
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８８２号
横浜市南区六ツ川１丁目175番地の17　伊藤荘２Ｆ
破産者　高橋　龍雄
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８４号
横浜市金沢区金沢町79番地３
破産者　坂爪　弘美
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０号
横浜市都筑区茅ケ崎南１丁目８番18号
破産者　松田　和也
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１０号
埼玉県羽生市東９丁目３番地１
破産者　日高　哲也
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１１号
埼玉県羽生市東９丁目３番地１
破産者　日高智恵美
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９号
富山市奥井町19番20号　メゾン奥井508号
破産者　木村　静子
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6349番地
破産者　田村　榮一
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４５６号
京都府長岡京市天神３丁目11番11号
破産者　廣野　重人
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目25番14―504号
破産者　高山　洋三
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
香川県高松市伏石町1600番地１　アゼール三条405号室
破産者　山﨑　清子（旧姓藤井）
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３２号
高知県吾川郡いの町4214番地２
破産者　土居　悦子
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９１号
高知県南国市緑ケ丘３丁目813番地
破産者　長野　義利
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５１号
鹿児島県薩摩川内市里町里3311番地
破産者　西川マリ子
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係